（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十六年三月」を「平成二十七年三月」に、「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成十九年度	○・○六七
平成二十年度	○・○五二
平成二十一年度	○・○四○
平成二十二年度	○・○二七
平成二十三年度	○・○一八
平成二十四年度	○・○一一
平成二十五年度	○・○○五
平成二十六年度	○・○○一

第十四条の九第一項の表を次のように改める。

平成十九年度	○・○六七
平成二十年度	○・○五二
平成二十一年度	○・○四○
平成二十二年度	○・○二七
平成二十三年度	○・○一八
平成二十四年度	○・○一一
平成二十五年度	○・○○五
平成二十六年度	○・○○一

第十四条の九第二項第二号中「平成十七年度」を「平成十八年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・一四九」を「四・一四五」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万六千四百円」を「八万六千百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万千七百円」を「十一万千六百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「五六、一〇〇円」を「五六、〇〇〇円」に、「八四、二〇〇円」を「八四、一〇〇円」に、「一一二、二〇〇円」を「一一二、一〇〇円」に、「一四〇、三〇〇円」を「一四〇、二〇〇円」に、「一六八、四〇〇円」を「一六八、二〇〇円」に、「一九六、六〇〇円」を「一九六、四〇〇円」に、「二二四、七〇〇円」を「二二四、五〇〇円」に、「二五二、七〇〇円」を「二五二、四〇〇円」に、「二八〇、七〇〇円」を「二八〇、五〇〇円」に、「三三六、九〇〇円」を「三三六、六〇〇円」に、「三九二、九〇〇円」を「三九二、五〇〇円」に、「四四八、一〇〇円」を「四四八、七〇〇円」に、「五〇五、二〇〇円」を「五〇四、七〇〇円」に、「五六〇、九〇〇円」を「五六一、五〇〇円」に、「六一七、六〇〇円」を「六一七、〇〇〇円」に、「六七三、六〇〇円」を「六七二、九〇〇円」に、「七〇一、七〇〇円」を「七〇〇、〇〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・七七六」を「八・七八六」に、「八・二六六」を「八・二七六」に、「七・七八三」を「七・七九二」に、「七・三二五」を「七・三三四」に、「六・八九一」を「六・八九九」に、「六・四八〇」を「六・四八七」に、「六・〇九〇」を「六・〇九七」に、「五・七二〇」を「五・七二七」に、「五・三七〇」を「五・三七六」に、「五・〇三八」を「五・〇四四」に、「四・七二三」を「四・七二九」に、「四・四二五」を「四・四三〇」に、「四・一四二」を「四・一四七」に、「三・八七四」を「三・八七九」に、「三・六二〇」を「三・六二四」に、「三・三七九」を「三・三八三」に、「三・一五五」を「三・一五九」に、「二・九三四」を「二・九三八」に、「二・七二九」を「二・七三三」に、「二・五三五」を「二・五三八」に、「二・三五一」を「二・三五四」に、「二・一七六」を「二・一七九」に、「二・〇一〇」を「二・〇一三」に、「一・八五三」を「一・八五六」に、「一・七〇七」を「一・七〇五」に、「一・五六四」を「一・五六六」に、「一・四三〇」を「一・四三二」に、「一・三〇六」を「一・三〇三」に、「一・一八三」を「一・一八五」に、「一・〇六九」を「一・〇七一」に、「〇・九六二」を「〇・九六三」に、「〇・八五九」を「〇・八六一」に、「〇・七六二」を「〇・七六四」に、「〇・六七〇」を「〇・六七二」に、「〇・五八三」を「〇・五八五」に、「〇・五〇一」を「〇・五〇二」に、「〇・四二三」を「〇・四二四」に、「〇・三四八」を「〇・三五〇」に、「〇・二九八」を「〇・二九九」に、「〇・二四七」を「〇・二四八」に、「〇・一九九」を「〇・二〇〇」に、「〇・一五三」を「〇・一五四」に、「〇・一三六」を「〇・一三七」に、「〇・一二〇」を「〇・一二一」に、「〇・一〇〇」を「〇・一〇一」に、「〇・〇八二」を「〇・〇八三」に、「〇・〇六六」を「〇・〇六七」に、「〇・〇五一」を「〇・〇五二」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四〇」に、「〇・〇二七」を「〇・〇二八」に、「〇・〇一七」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十六年度	○・○○一

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表改定率改定政令別表第一第二号から第二十号までの項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第二十七条第一項中「一・二六九〇九一」を「一・二六八一八二」に、「一・二六八一八二」を「一・二六七二七三」に、「一・二五八一八二」を「一・二五七二七三」に、「一・二四九〇九一」を「一・二四八一八二」に、「一・二四三六三六」を「一・二四二七二七」に、「一・二三八一八二」を「一・二三七二七三」に、「一・二一四五四五」を「一・二一三六三六」に、「一・二〇五四五五」を「一・二〇四五四五」に、「七十二万二千二百四十円」を「七十二万千五百七十円」に改め、同条第五項中「一（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八一五八）」を「〇・九九九〇七八（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九七二七三）」に改める。